平成２１年（フ）第８６７号
熊本市長嶺南７丁目24番62　ガーデン青山103号
債務者　岩田　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９２号
松江市東忌部町193番地
債務者　秦　みどり
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
山口市平井391―15　平川アパート103号、住民票上の住所山口県宇部市北琴芝１丁目７番23―２号
債務者　越智　崇惠
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
山口市湯田温泉６丁目７番28号
債務者　渡辺　眞美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
山口市江崎4189番地２
債務者　松本ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
山口県防府市大字江泊374番地の12
債務者　丸山　リサ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
山口県防府市大字高井204番地の１　レオパレス新橋102
債務者　野見　輝美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
山口県防府市大字田島1369番地の12
債務者　吉武　敬子（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
山口市宮野下1889番地17
債務者　渡邉　冴子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
山口県防府市大字向島1000番地の５　市住74棟1537号
債務者　橋岡　由華
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
長崎県島原市南崩山町丁2780番地19
債務者　松村　忠政
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２５７１号
名古屋市南区弥次ヱ町５丁目７番地の１　武山工業株式会社内
債務者　西村　　充
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４号
島根県雲南市木次町木次764番地
債務者　三成テル子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０８号
静岡県浜松市北区根洗町280番地　ハイライズＨＩＲＡＩ301号
債務者　村井由美子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１５０３号
名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の１　第２鳴海団地101棟1110号
債務者　井上　澄子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８３号
愛知県愛知郡長久手町大字前熊字前山73番地１
債務者　加藤　卓磨
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７号
山形県米沢市城西３丁目９番26号
債務者　青木　富広
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６８号
山形県米沢市中田町259番地の12　ハイツ朋来203号室、前住所山形県米沢市中央１丁目13番45号　広重第二ビル202号室
債務者　渡部　政和
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　山形地方裁判所米沢支部